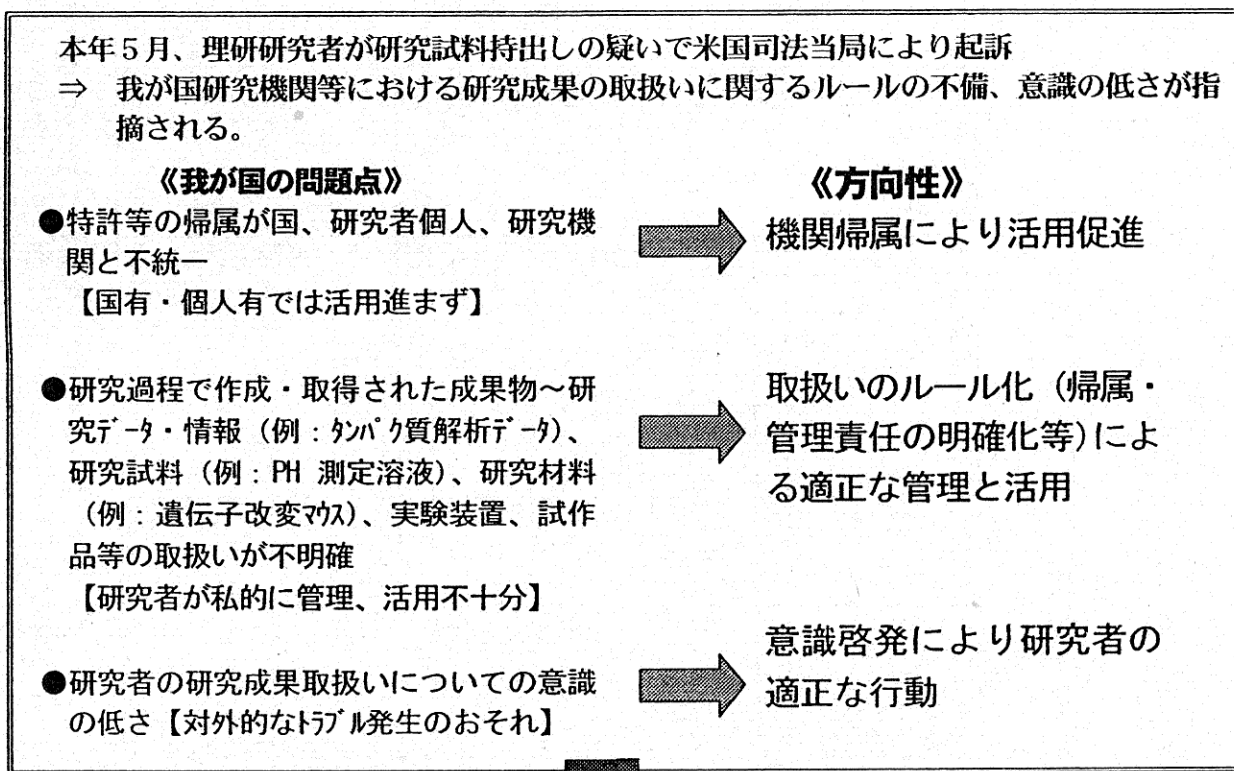


研究機関等における知的財産等研究成果の取扱いについて (意見)(案)の概要



以下の3点について提言 関係府省、研究機関等における対策を求める

研究成果の管理等について

- 特許等の知的財産 … 個人帰属 ⇒ 機関帰属への転換
- 各研究機関等において、研究過程で作成・取得された研究成果物の取扱いについて一定のルールを定める。
- ※ 責任体制の明確化、譲渡等の手続き 等

研究契約における研究成果の取扱い

- 契約内容（研究成果の取扱い含む）は、当事者の協議に従い柔軟に対応
- 研究成果の帰属、特許実施権設定、守秘義務等に関する明確化

研究者の意識啓発

- 研究者の意識啓発 … 海外派遣研究者の適正な研究成果取扱い手続き等
- 利益相反(Conflict of Interest)の管理への配慮 … 研究者ガイドライン作成等

知的財産権を含む研究成果の取扱いについて

1. はじめに

本年5月に理化学研究所の研究者が米国経済スパイ法違反などの容疑で起訴された問題を契機として、特許等知的財産権を含む研究成果、研究データ、研究材料・試料、実験サンプル、実験装置等の管理や秘密の保護に関し、特に研究者が機関を異動する際の、研究機関と研究者の関係について、国内外の現状把握及びその在り方に関する検討が課題とされた。

以下の調査結果は、内閣府が関係府省の協力を得て、知的財産権を含む研究成果の帰属先等の現状について取りまとめたものである。今回、回答のあった機関数は次のとおりである。

国立試験研究機関	14機関
特殊法人・認可法人	8機関
独立行政法人	23機関
国立大学・国立大学共同利用機関	6大学・4機関
公立大学	2大学
私立大学	5大学
計	62機関・大学

2. 研究成果の帰属先の状況

知的財産権を含む研究成果の帰属先の状況を別表に示す。
特徴的な事項等を挙げると、以下の通りである。

(1) 国立試験研究機関、特殊法人・認可法人、独立行政法人関係

- 「特許権」については、国立試験研究機関の1機関を除いて、すべての機関で職務発明規程等によって「原則として国・研究機関に帰属」あるいは「国・研究機関が一部又は全部を承継」等とされている。なお、独立行政法人では、「原則として研究機関に帰属」とされている場合でも、研究者が希望したときは1/2以下の持分を所有できる旨の規定を設けている機関も多い。
- 「意匠権」及び「実用新案権」については、ほとんどの研究機関で「特許権」と同様の取扱いを規定している。

- 「データベース及びプログラム等に係る著作権」については、独立行政法人では多くの機関で職務発明規程やプログラム規程等によって「原則として国・研究機関に帰属」あるいは「国・研究機関が一部又は全部を承継」等とされているが、国立試験研究機関及び特殊法人・認可法人では規定を設けている機関と設けていない機関がほぼ同数である。
- 「研究者の論文、著作等に係る著作権」については、規定を設けていない機関が多いが、これは機関独自の規定は設けず、著作権法に基づいて運用している機関が多いものと思われる。
- 「回路配置利用権」、「植物品種育成者権」、「ノウハウ使用权」及び「商標権」については、規定を設けていない機関が多い。その一因として、これらの権利は、特定の研究機関を除き、その研究内容に照らしてあまり想定されず、具体的な規定を設ける必要性が少ないことなどが考えられる。
- 「その他の研究成果物」については、ほとんど規定が設けられていない。なお、独立行政法人の「実験装置」に係る規定は、固定資産管理規則等によって「研究機関に帰属」とされているものである。

(2) 大学関係

- 国立大学及び国立大学共同利用機関においては、「特許権」、「実用新案権」及び「データベース及びプログラム等に係る著作権」については、文部省（当時）の通知に従い、一定の条件（応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、特別に国が措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等）に該当する場合は国に帰属、それ以外の場合は研究者（発明者）に帰属とされているが、これら以外の権利については、規定は設けられていない。
- これに対し、公立大学については、「特許権」、「実用新案権」のほか「意匠権」についても「自治体に帰属」あるいは「一定の条件により自治体又は研究者に帰属」する旨規定されており、また、1大学で「植物品種育成者権」について「一定の条件により自治体又は研究者に帰属」する旨規定されている。他方、これら以外の権利については、「データベース及びプログラム等に係る著作権」を含め、規定は設けられていない。
- 私立大学については、「特許権」や「実用新案権」のみならず、他の権利についても「原則として大学に帰属」、「大学が一部又は全部を承継」あるいは「一定の条件で大学又は研究者に帰属」する旨の規定を設けている大学が多い。なお、1大学の「研究試料、研究材料、実験サンプル」及び「実験装置」に係る規定は、調達規程によって「大学に帰属」とされているものである。

3. 研究者が異動する際の知的財産権に係る権利の帰属先及び手続き

職務発明規程において「研究者（発明者）が退職した場合、当該特許権等が消滅するまでの間は引き続きこの規程の定めによる」旨を明定しているものが1機関あった。権利の帰属先が「原則として国・研究機関」となっている研究機関では、「権利は国・研究機関に帰属する（研究者に帰属する権利がない）ので手続き等はない（引き続き国・研究機関に帰属する）」という状況であるが、それ以外では、「異動時の手続きは定めていないが、職務発明規程等に基づき異動後も同様に扱う」、「権利の移動はない」、「規定なし」等の回答で、特段の定めはしていないが、異動前と同様の取扱いで運用されている状況にあると思われる。

4. 研究上知り得た秘密の保護義務

国家公務員法及び地方公務員法によるほか、各機関とも職務発明規程や就業規則等により、守秘義務が課せられている。

5. 今後の検討課題

今回の調査により、我が国における知的財産権を含む研究成果の取扱いの概要が明らかとなったが、今後の科学技術政策上の主な検討課題として次の事項が挙げられる。

- 知的財産権の帰属の在り方についての規定の整備
- 知的財産権を含む研究成果の取扱いについて各研究機関・大学等における規程の整備を促進するためのガイドラインの検討
- 研究者の流動化、科学技術活動の国際化に対応して、研究者の所属機関における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理等の在り方に関する検討
- 海外の状況も含めた研究者の対応のあり方及び周知徹底策についての検討
- 諸外国との科学技術協力協定等の政府間の枠組で交流する研究者による研究成果の取扱いについての検討 等

研究成果の帰属先一覧

項 目		国立試験研究機関		特殊法人・認可法人		独立行政法人		国立大学・国立大学共同利用機関		公立大学		私立大学	
		回答数：14機関				回答数：23機関		回答数：10大学・機関		回答数：2大学		回答数：5大学	
		原則として国／国が一部又は全部を承継	規定なし	原則として機関／機関が一部又は全部を承継	規定なし	原則として機関／機関が一部又は全部を承継	規定なし	国又は研究者	規定なし	自治体／自治体又は研究者	規定なし	原則として大学／大学が一部又は全部を承継／大学又は研究者	規定なし
知的財産権	①特許権	13(2)	1	8	0	23(8)	0	10	0	2	0	5	0
	②データベース及びプログラム等に係る著作権	6(1)	8	5	3	18(6)	5	10	0	0	2	4	1
	③研究者の論文、著作等に係る著作権	3(2)	11	1	7	6(4)	17	0	10	0	2	2	3
	④意匠権	13(2)	1	6	2	21(7)	2	0	10	2	0	4	1
	⑤回路配置利用権	5(1)	9	2	6	4(2)	19	0	10	0	2	4	1
	⑥植物品種育成者権	5(1)	9	1	7	6(3)	17	0	10	1	1	4	1
	⑦ノウハウ使用権	2(1)	12	2	6	3(2)	20	0	10	0	2	3	2
	⑧実用新案権	12(1)	2	8	0	20(5)	3	10	0	2	0	4	1
	⑨商標権	1	13	2	6	3(1)	20	0	10	0	2	3	2
その他の研究成果物	①研究データ・情報	2(1)	12	2	6	1(1)	22	0	10	0	2	0	5
	②研究試料、研究材料（生物材料を含む）、実験サンプル	2(1)	12	2	6	1(1)	22	0	10	0	2	1	4
	③実験装置（研究者が自作したもの。試作品を含む）	2(1)	12	1	7	4(1)	19	0	10	0	2	1	4
	④その他の研究成果物	2(1)	12	1	7	0	23	0	10	0	2	0	5

※「国立試験研究機関」及び「独立行政法人」の（ ）内は、国・研究機関に帰属等の方向で規程を検討中の数で、内数。
 ※「国立大学・国立大学共同利用機関」において、「特許権」及び「実用新案権」については10大学・機関とも文部省（当時）の内容を盛り込んだ学内規程を策定しているが、「データベース及びプログラム等に係る著作権」については5大学で学内規程は策定せず、文部省（当時）通知により運用している。

(参考4) 海外の状況

以下は、外務省を通じて各日本大使館の協力を得て、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスにおける知的財産権を含む研究成果の取扱いの状況についての情報を入手し、取りまとめたものである。

【アメリカ】

1. 研究成果等の帰属先

(1) 特許権

- ・米特許法上原則として発明者に帰属するが、多くの場合大学等の研究者は雇用時に大学等への知的財産権の譲渡を契約している。
- ・連邦政府資金の支給を受ける大学や非営利研究所における研究の場合は、バイ・ドール法（1980年）により、大学又は研究所が特許権を有する。

(2) 研究者の論文、著作等に係る著作権

- ・著者が被雇用関係にない場合は、著作物の制作者に帰属する。
- ・米著作権法上職務著作の場合使用者に属するが、大学等の研究者の場合は原則として研究者個人に帰属する。

(3) その他の研究成果物

- ・研究データ・情報、研究試料・研究材料・実験サンプル、実験装置などの「その他の研究成果物」については、研究者と研究機関・大学間で作成される「成果物移転合意書」(MTA)等の契約における合意に従う。

2. 権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・権利の帰属等に係る関係規則として、次のようなものがある。

- ① 憲法：「著作者及び発明者に対し、一定の期間その著作及び発明につき独占的権利を確保することにより、科学及び芸術の進歩を促進する」ために議会に立法権を付与している。
- ② バイ・ドール法：大学等の非営利研究団体が連邦政府資金を使用して実施した研究から生じる権利につき、本来は発明等を行った研究者に属するものを、包括的に大学等の研究機関が得る仕組みを作ることにより、大学等の研究機関による研究技術の成果を商業利用することを可能にし、研究成果が経済界において利用促進されることを目指している。
- ③ 技術移転法：政府が民間団体と共同研究するに当たって、政府所有の施設、知的所有権及び人的資源を提供するものの政府資金は提供せず、民間団体が資金及び施設を提供する場合における、共同研究開発契約 (CRADAs) のあり方を規定している。
- ④ 特許法：特許権のほか、意匠権、回路配置利用権、植物品種育成者権（無性生殖による新種に対する保護）についても規定している。

- ⑤ 著作権法：研究者の論文、著作等に係る著作権については、本法が詳細を規定している。
 - ⑥ 植物多様性保護法：植物品種育成者権（有性生殖による新種に対する保護）について規定している。
 - ・ ノウハウについては、契約によって保護される。
3. 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き
- ・ 政府資金を用いて実施される研究の研究機関・大学における研究者が異動する場合は、権利を研究機関・大学に譲渡しているため、発明等の研究成果に係るいかなる権利も研究機関・大学に帰属したままである。
 - ・ なお、研究者の研究ノートのコピーを行うことは一般的に許容されている。
4. 研究上知り得た秘密の守秘義務
- ・ 守秘義務の有無は、研究者と研究機関・大学との間の契約において規定があるかどうかによる。
 - ・ 外国人に関しては、場合により「1996年経済スパイ法」が適用になることもある。
5. 研究者の身分による取扱いの相違
- ・ 一般的には、派遣研究者は正規の職員と同様、いかなる発明に対する権利も研究機関・大学に譲ることを内容とする契約に署名するのが普通である（NIHなど）。
 - ・ 例外として、派遣研究者が特定の特異な情報を教授することを目的に研究機関・大学に派遣される場合には、その研究者が関与した発明等についてはその権利を当該派遣研究者が保持するという規定が契約書に盛り込まれることもあり得るが、そのような例は極めて稀である。
6. 知的財産権を専門に取扱う組織
- ・ ほとんどの研究機関・大学が「技術移転事務所」を設置している。「技術移転事務所」の主要な事務は、連邦政府資金で実施された研究から生じる発明を政府に報告すること、特許の登録を民間法律事務所等と調整して行うことなどである。
 - ・ ヴァージニア大学では次の専門部署・担当を置いている。
 - Patent Foundation Director
 - Director of University Industry Research Relations
 - Vice President for Research
 - Contract Negotiators – Sponsored Programs
 - Licensing Associates – Patent Foundation

【イギリス】

1. 医学研究会議（MRC）

（1）研究成果等の帰属先

- ・ MRC所管の研究機関については、雇用されている研究者が生み出した特許権、データベースの著作権などの知的財産権及び研究データ、研究資材等の研究成果物は全て当該研究機関に帰属する。

（2）権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 特許法を踏まえ、各所管研究機関及びMRC T（MRCの技術移転会社）が雇用している研究者が生み出した知的財産権であることを確認した上で、各研究機関帰属と決定する。

（3）研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 異動後も知的財産権は研究機関に残る。
- ・ 研究材料等については、当該研究者が所属している期間に使用されていたことを特定した上で、材料移転協定（**Materials Transfer Agreement**）を研究機関と研究者の間で締結し、次の仕事先に持ち出すことを許容することがある。この協定では、研究機関で使っていた材料を基に次の仕事先で新たな知的財産権を生み出した場合には、その所有権を当該研究者に帰属することを認めるが、前職の研究機関の許可及び適切な特許料収入の配分の取極めがなければ商業化できない仕組みとなっている。

（4）権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 基本原則は特許法による。

（5）研究上知り得た秘密の保護義務の有無及び根拠となる規則

- ・ MRCにおいては、研究上の秘密保護は大きな問題としていない。
- ・ 研究上の秘密保護に関する法律もなく、敢えて言えば、研究機関の職員規則に委ねることになる。

（6）知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ MRC所有の知的財産権については、MRCの技術移転会社であるMRC Tが取扱う。

（7）その他

- ・ 訪問研究者（雇用研究者ではなく、外部のグラントにより研究を行っている研究者）がMRCで研究している間に発生した知的財産権については、当該研究者の雇い主とMRCの間で知的財産権の配分及び特許料収入の配分を決める。